

まい・あみ・まつり 2011

がんばろう阿見町

2011

9



人と自然がつくる楽しいまちーあみ

●主な項目●

広報あみ

- 小児の医療福祉費（マル福）制度 … 2
- 国民健康保険で…こんな給付が受けられます … 3
- 消化器検診の募集・住民健診の追加募集 … 6
- 【あみまるくん】順調に運行中！ …10
- まい・あみ・まつり写真集 …12
- 「ボランティア入門講座」を開催しています …16

URL <http://www.town.ami.ibaraki.jp/> E-MAIL ami@town.ami.lg.jp

医療福祉

小児の医療福祉費(マル福)制度

国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎888-1111 (134・135)

小児医療福祉費(マル福)制度とは、町に住所があり、各種健康保険に加入している0歳から小学校6年生の人に対し、保険診療となる医療費(柔道整復師等による健康保険適用の施術も含む)を助成する制度です。

申請と届出

●申請

国保年金課窓口へ、▼健康保険証▼印鑑▼保護者の金融機関の口座番号のわかるもの▼0歳〜小学校3年生までの

人のみ、転入等により町で所得が確認できない人は、両親それぞれの所得のわかる証明書(『総所得・扶養人数・所得控除』の記載されたもの)を持参して申請してください。申請していただければ、医療福祉費受給者証を交付します。

※所得のわかる証明書は誕生日月によって必要な年度が異なりますので、担当係までお問い合わせください

●更新

0歳〜小学校3年生の人は年に1回、誕生日月に更新があります。また、小学校3年生修了時にも更新があります。なお、更新の際は通知を

郵送します。

●いろいろな届出

加入している健康保険証や振込口座などの届出内容が変更になったときは、そのつど変更の届出が必要になります。

県内の医療機関等にかかる場合は…

健康保険証と医療福祉費受給者証を提示することで、窓口での自己負担は左記のとおりになります。

▼外来診療の場合…一つの医療機関につき1日600円、月2回を限度に自己負担となります。なお、保険薬局での調剤にかかる自己負担はありません

▼入院の場合…1日3000円、月30000円を限度に自己負担となります。入院時の食事代(標準負担額)は自己負担となります

※ただし、学校等(保育所を

含む)の管理下における災害・負傷等については、学校等で加入する日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度が優先となりますので、この場合の災害・負傷等により医療機関等を受診する際には、医療福祉費受給者証を提示しないで受診してください

●町からの助成

医療機関の窓口で支払った外来および入院自己負担金については、町が独自に助成します。後日、指定口座に振り込みますので、最初にマル福を申請するとき、「医療福祉費入院・外来自己負担金支給申請書兼口座振替依頼書」を必ず提出してください。振り込みは、10〜12月診療分は翌年3月、1〜3月診療分は6月、4〜6月診療分は9月、7〜9月診療分は12月になります。

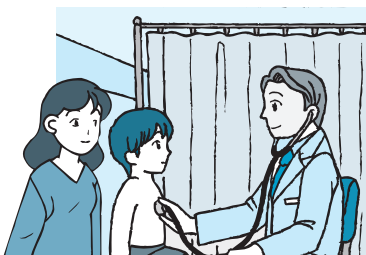
※外来自己負担金が6000円未満の場合には町で受診状況が把握できないため、国保年金課窓口で外来自己負担金支給申請書の提出が必要になります——持参するもの…▼医療機関等の発

行する領収書(コピー不可。受診者名・保険点数の記載のあるもの)▼医療福祉費受給者証▼健康保険証▼印鑑

県外の医療機関等にかかる場合は…

医療福祉費受給者証は県外での診療には使用できません。県外で診療を受けたときは、国保年金課窓口で医療福祉費支給の申請をしてください。後日、口座に振り込みます。

▼持参するもの…▼医療機関等の発行する領収書(コピー不可。受診者名・保険点数の記載のあるもの)▼医療福祉費受給者証▼健康保険証▼印鑑
※健康保険組合等からの療養費給付証明書や支給決定通知書などが必要になる場合があります



国民健康保険で...

こんな給付が 受けられます

国保

お問い合わせは…
国保年金課国保係
☎888-1111(131~133)

国保税 納めて安心 わが家の健康

出産育児一時金

国保の被保険者が出産したときに支給されます。妊娠12週以降であれば、死産・流産でも支給されます。

支給額

原則42万円となります。ただし、産科医療保障制度(※1)加入医療機関以外での出産の場合は39万円です。

※1 産科医療保障制度: 出産に関連して脳性まひとなつた子・家族の経済的負担を補償する制度。詳しくは出産予定の医療機関へお問い合わせください

直接支払制度

出産育児一時金が原則として町国保から医療機関等に直接支払われる制度です。利用される人は、出産予定の医療機関等でご確認ください(役場では直接支払制度の申請ができません)。

● 出産費用が42万円(※2)を超えた場合の差額は、退院時に医療機関等へお支払いください

● 出産費用が42万円(※2)未済の場合の差額は、出

産後に町国保へ請求してください(①医療機関等から交付される領収・明細書②印鑑③世帯主の口座がわかるもの—を持参)

直接支払制度を希望されない場合は、出産後に町国保へ請求してください(右記①③、医療機関等で交付される直接支払制度を利用しなかった証明書等を持参)

● 産科医療保障制度加入医療機関以外での出産の場合は39万円

妊産婦本人が会社を辞めて6か月以内の出産であれば、会社の健康保険等から出産育児一時金が支給されることがあります。詳しくは会社の健康保険等へお問い合わせください。なお、会社の健康保険等から支給される場合は、国保からの支給はありません。



葬祭費

国保の被保険者が亡くなったとき、その葬祭を行った人に支給されます。

● 支給額: 5万円

● 申請に必要なもの: 亡くな

られた人の保険証・喪主の金融機関口座番号のわかるもの・会葬礼状など(喪主を確認するため)・印鑑

入院時の食事代

国保の被保険者が入院中のとき、一食の食事にかかる費用の一部(左表の入院時の食事にかかる標準負担額)を負担するだけで、残りを入院時食事療養費として国保が負担します。

● 1日の標準負担額は、3食に相当する額が限度となります

● 入院時の食事にかかる標準負担額 (1食あたり)

一般(下記以外の人)	260円	
住民税非課税世帯および低所得者Ⅱ	90日までの入院	210円
	90日を超える入院(過去12か月の入院日数) ※3	160円
低所得者Ⅰ	100円	

▼ 低所得者Ⅱ: 同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の世帯に属する人(低所得者Ⅰ以外の人)

▼ 低所得者Ⅰ: 同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる世帯に属する人

※3 90日を超えた時点でも申請が必要となります

訪問看護療養費

● 住民税非課税世帯の人は『限度額適用・標準負担額減額認定証』または『標準負担額減額認定証』が必要です。国保年金課窓口へ申請してください

● 入院時の食事代は高額療養費の支給対象外です

居室で医療を受ける必要があると医師が認めた人が、訪問看護ステーションなどを利用したときは、費用の一部を支払うだけで、残りは国保が負担します。

特別障害給付金



国民年金に任意加入していなかったために、障害基礎年金等を受給していない人に支給されます



国保年金課国民年金係 ☎888-1111 (136-137)

日 本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人は、国民年金に加入することが必要となりますが、以前は専業主婦や学生は任意加入の時期がありました。任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者の人を対象とした『特別障害給付金』の制度があります。

■対象者

▼平成3年3月以前に国民年金任意加入対象だった学生
▼昭和61年3月以前に国民年金の任意加入対象だった被用者（厚生年金・共済組合等の加入者）の配偶者
—のいずれかに該当し、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日（障害の原因となる傷病について初めて医師の診療を受けた日）があり、現在障害基礎年金1・2級相当の障害に該当する人（ただし、65歳になる日の前日までに当該障害状態に該当した人に限る）。なお、障害基礎年金・障害厚生年金・障害共済年金—などを受給することができない人は対象になりません。また、給付金を受けるためには日本年金機構の認定が必要です

■支給額（月額）

▼1級に該当する人…49650円
▼2級に該当する人…39720円
※物価指数の変動に連動して毎年度見直されます
※本人の所得によっては、支給が全額または半額、制限される場合があります
※老齢年金・遺族年金・労災補償等を受給されている場合には、その受給額相当は支給されません。また、経過的祝福手当を受給されている人は、当該手当の受給資格は喪失します
※給付金は、認定を受けた後請求月の翌月分から支給されます
※支払いは、年6回（2・4・6・8・10・12月）です。前月までの分をお受け取りいただくこととなります（初回支払いなど特別な場合

土浦年金事務所から

保険料の免除・若年者納付猶予・学生納付特例の承認をされた人へ

■「追納」をおすすめします！

国民年金保険料の免除・若年者納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べて、将来受ける年金額が少なくなります。

そこで、これらの期間は、10年以内（例えば、平成23年4月分は平成33年4月まで）であれば、あとから保険料を納めること（「追納」）ができます。ただし、保険料免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に「追納」すると、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

お早めに「追納」することをおすすめします。

■受付時間

- ▼月曜日～金曜日：午前8時30分～午後5時15分
（電力需要が高いと予想される9月まで月曜日の時間延長を中止）
- ▼週末相談：第2土曜日の午前9時30分～午後4時

■問い合わせ

土浦年金事務所 ☎824-7121

■請求手続

●窓口：役場1階国保年金課。
なお、特別障害給付金の支給に関する事務は、日本年金機構で行います
●請求について：▼請求を受け付けた月の翌月分から支給

は、奇数月に支払いが行われる場合もあります）

詳しくは国保年金課または土浦年金事務所（☎824-7169）まで

給が開始されますので、請求は早めにお願ひします▼原則として65歳に達する日の前日までに請求していただく必要があります

子育てを応援します

みなさん、こんにちは。

日中の暑さはまだ厳しいのですが、朝夕に吹く心地よい風を受けると、秋の訪れを感じます。

今回のテーマは、『絵本』です。

*当コーナーは、町保育所・町児童館からお届けします



絵本を楽しみましょう

絵や本に興味を示し始めた時期はまだ、絵本を読んでもらって楽しむというよりはめくったり、引っ張ったりすることを乐しみます。無理に取り上げたり、大人のペースで進めるのではなく、まずは好きなように絵本に触れさせてあげましょう。めくっていく中で、自分の知っているものを発見すると指差しながら「ワンワン」などと言うこともあるので、そのような時は「ワンワンいたね！」などと受けとめましょう。



絵本でスキンシップ

幼児期はひざに抱いて読み聞かせる機会を多く持ってあげましょう。ひざに抱くことで肌を触れ合わせることができ、絵本を一緒に楽しむことで、心を通わせることができるなど、体と心の両方でスキンシップを持てるようになります。また、読み聞かせをしなくても、ひざに抱いて子どもがページをめくるのを一緒に見るだけでも十分です。絵本を通じて親子のスキンシップを多く持てるといいですね。



お気に入りの絵本

たくさん絵本を読んでいくうちにお気に入りの物ができ、いつも同じ絵本を「読んで」と言って持ってくることもあります。大人は「また？」と思ってしまいがちですが、子どもは同じことの繰り返しが大好きです。毎回同じ絵本を持ってくるからと言って「さっき読んだよ?」「違う絵本にしよう」などと否定的な言葉は使わず、「この絵本おもしろいね」「一緒にみよう」などと声をかけ、親子で楽しく見られるといいですね。



各保育所・保育園についての問い合わせ：児童福祉課 ☎888-1111 (168)

● 消化器検診の募集

● 住民健診の追加募集

を行います



消化器検診の募集

下記の日程で消化器検診を実施します。早期発見・早期治療につなげるために、定期的に検診を受けましょう。なお、今年度人間ドックや総合健診、住民健診で受診される検診項目についてはお申し込みできませんのでご注意ください。

※対象年齢は平成 24 年 3 月 31 日までの到達年齢

検診名	対象年齢	検査内容	自己負担額
腹部超音波検診	40 歳以上	肝臓・胆のう・すい臓・じん臓・ひ臓の超音波検査	1,000 円
胃がん検診		胃レントゲン検査（バリウム検査）	1,100 円
大腸がん検診		免疫便潜血検査（検便）	600 円

■ 検診日程 ※希望者多数の場合、ご希望にそえないこともありますのでご了承ください（先着順ではありません）

期 日	場 所	受付時間（各日）
11 月 15 日（火）	総合保健福祉会館『さわやかセンター』	① 午前 7 時～ 7 時 45 分
11 月 16 日（水）		② 午前 8 時～ 8 時 45 分
11 月 17 日（木）		③ 午前 9 時～ 9 時 45 分 ④ 午前 10 時～ 10 時 45 分

■ 申込期間 9 月 30 日（金）まで（必着）

■ 申込方法

事前申し込みが必要です。右記 1～7 をご記入のうえ、はがきまたは封書で下記までお申し込みください。また、総合保健福祉会館の窓口でもお申し込みできます。

▶ 申込先 〒300-0331 阿見町阿見 4671-1 健康づくり課（総合保健福祉会館『さわやかセンター』内）
※お申し込みされた人には 10 月下旬までに、案内通知と問診票を郵送いたします

▶ コピーしてご使用ください

郵送時にはがきになってしまうことがありますので、はがきに貼る際には全体にのり付けをしてください

1. 住所	阿見町
2. 氏名	
3. 生年月日（年齢）	大・昭 年 月 日（ 歳）
4. 電話番号	
5. 希望の検診項目	希望する項目に○をつけてください 腹部超音波・胃がん・大腸がん
6. 希望日	11 月 日 ・ いつでも可
7. 希望時間	午前 時～ 時 45 分 ・ いつでも可

住民健診の追加募集

6月に募集(6月14日締切)した住民健診の日程のうち、下記4日間の日程で定員に余裕があるため、追加募集を行います。まだお申し込みされていない人は、この機会にぜひお申し込みください(ドックや医療機関健診で受診しない健診項目についてはお申し込みできます。詳細は健康づくり課までお問い合わせください)。

なお、住民健診には胃がん検診は含まれません。胃がん検診をご希望の人は消化器検診をお申し込みください。

※対象年齢は平成24年3月31日までの到達年齢(後期高齢者健診は除く)

健診名	対象年齢	検査内容	自己負担額
① 特定健診 (町国保)	40~74歳	問診・身体計測(腹囲測定含む)・血圧測定・尿検査・血中脂質検査・肝機能検査・血糖検査・貧血検査・眼底検査・心電図検査	1,300円
	※65歳~74歳で後期高齢者保険証をお持ちの人は『②後期高齢者健診』にお申し込みください		
特定健診 (町国保以外)	※町の健診会場で受診できない場合がありますので、受診方法や受診会場は必ず 保険者(全国健康保険協会・〇〇健康保険組合・〇〇共済組合などの保険証の発行元) にご確認ください		
② 後期高齢者健診	75歳の誕生日以降	問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血中脂質検査・肝機能検査・血糖検査 ※ 高血圧や糖尿病等で受診中の人は、医師にご相談のうえ受診してください ※ オプションとして貧血検査・眼底検査・心電図検査の3項目セット検診を希望される人は、自己負担1,300円で追加できます。健診当日にお申し込みください	無料
③ 胸部レントゲン検診	40歳以上	胸部レントゲン検査	300円
④ 大腸がん検診		免疫便潜血検査(検便)	600円
⑤ 前立腺がん検診	50歳以上	血液検査 ※ 対象:男性のみ	700円
⑥ 喀痰検査	40歳以上の該当者	喀痰の細胞診 ※ 対象:喫煙年数×1日の本数=600以上の人	800円
⑦ 肝炎ウイルス検査		血液検査:B型・C型肝炎ウイルス検査 ※ 対象:これまでに肝炎ウイルス検査を受けたことがない人	800円
⑧ 成人健康づくり健診	20~39歳	問診・身体計測(腹囲測定含む)・血圧測定・尿検査・血中脂質検査・肝機能検査・血糖検査	1,000円

※65歳以上の人(介護認定されている人を除く)は、上記健診と同時に『介護予防のためのチェックリスト』を受けていただけます

■ **健診日程** ※希望者多数の場合、ご希望にそえないこともありますのでご了承ください(先着順ではありません)

期日	場所	受付時間(各日)
12月1日(木)	かすみ公民館	午後のみ 午後1時30分~3時
12月2日(金)		
12月12日(月)	総合保健福祉会館『さわやかセンター』	
12月13日(火)		

■ **申込期間** 9月30日(金)まで(必着)

▼コピーしてご使用ください

■ 申込方法

事前申し込みが必要です。右記1~7をご記入のうえ、はがきまたは封書で下記までお申し込みください。また、総合保健福祉会館の窓口でもお申し込みできます。

▶ **申込先** 〒300-0331 阿見町阿見4671-1 健康づくり課(総合保健福祉会館『さわやかセンター』内)
※お申し込みされた人には10月下旬までに、案内通知と受診券を郵送いたします

■ 医療機関健診

集団健診の日程で都合がつかない人、個別での健診を希望される人には医療機関健診の受診券を発行しています。詳細はお問い合わせください。

1. 住所	阿見町
2. 氏名	
3. 生年月日(年齢)	大・昭・平 年 月 日(歳)
4. 電話番号	
5. 希望の健診	番号は上表参照(○をつけてください) ①・②・③・④・⑤・⑥・⑦・⑧
6. 保険の種類	町国保 ・ 町国保以外
7. 希望日	12月 日 ・ いつでも可

『医療機関健診』をご利用ください

早い時期に健診を受診したい、町の集団健診の日程では予定が合わないなど、ご自身の都合に合わせて健診をご希望の方は『医療機関健診』をご利用ください。なお、**集団健診とは自己負担額が異なります**ので、ご注意ください。

■受診できる健診項目

●対象年齢は平成24年3月31日までの到達年齢

健診名	対象年齢	検査内容	自己負担額
成人健康づくり健診	20～39歳	問診・身体計測（腹囲測定含む）・血圧測定・尿検査・血中脂質検査・肝機能検査・血糖検査	1,500円
胸部レントゲン健診	40歳以上	胸部レントゲン検査	500円
かたん 喀痰検査	40歳以上の該当者	喀痰細胞診 ※対象：喫煙年数×1日の本数＝600以上の人	1,100円
胃がん健診	40歳以上	胃レントゲン検査（バリウム検査）	3,100円
大腸がん健診		免疫便潜血検査（検便）	300円
せん 前立腺がん健診	50歳以上	血液検査 ※対象：男性のみ	1,100円
肝炎ウイルス検査（B型・C型）	40歳以上の該当者	血液検査 ※対象：これまでに肝炎ウイルス検査を受けたことがない人	1,500円
腹部超音波健診	40歳以上	肝臓・胆のう・すい臓・じん臓・ひ臓の検査	2,400円
骨粗しょう症健診	25～65歳	超音波でかかとの骨密度を測定	900円

※特定健診・後期高齢者健診の医療機関健診については国保年金課へお問い合わせください

※乳がん・子宮がん健診も医療機関健診を実施しています。詳細については『広報あみ5月号通常版』をご覧ください

■申込方法

健康づくり課（総合保健福祉会館内）で受診券を発行しますので、直接来館してお申し込みください。

■受診できる医療機関

霞ヶ浦成人病研究事業団健診センター（東京医科大学茨城医療センター敷地内）

■受付期間

平成24年2月29日まで

■受診可能な期間

受診券の発行日から3か月以内

※最終受診日は平成24年2月29日となります

■自己負担額の免除

生活保護受給者および身体障害者手帳・精神障害保健福祉手帳・療育手帳をお持ちの方は、町が実施する健診が無料になる場合がありますので、詳細はお問い合わせください。

『ウォーキング入門教室』を開催します

ウォーキングに興味はあるけれど、どのように始めたらいいのかわからない人を対象として、初心者向けのウォーキング教室を開催します。ウォーキングで健康づくりを始めてみませんか？適度な運動を行うと、体が軽くなり、爽快な気分を味わえます。

日 時 10月5日(水)・11月30日(水) 午前9時～正午

場 所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』

教室内容 初回教室（10月5日）では、体力測定・ウォーキングの基礎知識に関する講話と3km程度のウォーキングを行います。第2回教室（11月30日）では、体力測定を行い、初回教室後の2か月間にご家庭でウォーキングを実践した効果を測ります。また、3km程度のウォーキングも行います。

体力測定の項目

▼肺機能：肺活量の測定

▼持久力：自分のペースで6分間に歩ける最大距離の測定

▼脚の筋力：椅子から立ち上がって座するという動作を5回繰り返すのにかかる時間の測定

対 象 ウォーキングに興味のある健康な人で、原則として両日参加できる人

募集人数 50人（申し込み多数の場合は抽選）

参加料 無料

持参品 歩数計・タオル・帽子・飲み物など

申込方法 9月22日(木)までに、電話または直接下記に申し込む

問 合 せ 健康づくり課（総合保健福祉会館内）☎888-2940



町運動普及推進協議会だより

皆さんお元気ですか？
運動するときは、こまめに水分補給をしてくださいね。



グループ活動紹介

私たち運動普及推進員は、昨年度から全体を3つのグループ『ウォーキンググループ』『レクリエーショングループ』『体操グループ』に分けて、活動を進めてきました。

■『ウォーキンググループ』

平成12年度に全戸配布した「歩こうマップ」は好評で、全コースを歩かれた人も多いと思います。さらに吉原小学校区を中心に新コースを追加するべく、私たちは、はじめに地図上でコースの選定をした後、2度ほど下見を行いました。下見では、実際の交通量の状況や信号・横断歩道・歩道の有無、トイレや史跡等の有無、ウォーキングの距離・コースのわかりやすさなどを考慮しました。

吉原地区を流れる桂川沿いを上流に向かって歩く5kmコース、福田工業団地を巡る7kmコース、8kmコースの3コースを考えました。いずれも若栗運動公園がスタートとゴールになります。これらのコー

スの特徴は、のどかで交通量が少なく歩きやすいことや、近代的な建造物の圏央道と牛久大仏を望める不思議な景色に出会えることです。また、広い敷地の工業団地に植えられた木々も楽しめます。早く皆さんのお手元に届けられるように頑張っております。



▲新ウォーキングコース 吉原地区に！

■『レクリエーショングループ』

地区で健康体操の後、少ない時間ですがゲームや手遊びなどで、皆さんと交流させていただいています。楽しいゲームの名前、必要な用具、説明方法や注意すべき点などを考えてからのぞんでいます。地域の皆さんが真剣にゲー

ムに取り組んでくださることや、大きな声で笑ってくださること、また、得点ゲームに負けたときなど悔しがつておられる場面を共有できることが、私たちの励みになります。現在、ゲームの新メニューづくりをしています。参加者が協力し合い、コミュニケーションを図れて、安全に無理なく進められ、体の機能や目的を生かせることにより、充足感を少しでも得られるように配慮しながら考案中です。



▲パズルゲームで頭の体操

■『体操グループ』

『広報あみ』4月号通常版で、ゴムひもダンベルについて紹介したところですが、より多くの人に親しんでいただ

くために、童謡「みかんの花咲く丘」に合わせて動作を行えるように考案中です。

動作は、足を肩幅に開いて背すじを伸ばして立った姿勢で行います。ゆっくりと一つのポーズをとり、肩甲骨の周りの筋肉や腕を動かして、背中や肩に効かせます。ゴムひもを握り続けるので握力の練習にもなります。

ゴムを二重に持ったり、ゴムの強さを変えることで運動の強さが調整できるので、どなたにでも行いやすい運動ができあがったと思います。曲に合わせることでよって普段意識しない部分も自然に使えます。地区活動等で皆さんにお伝えしていきますので、お楽しみに！



▲さわやかフェアでお披露目予定

新たな公共交通 デマンドタクシー

【あみまるくん】 順調に運行中！



企画財政課 ☎ 888-1111 (221-222)

デマンドタクシー【あみまるくん】は、平成23年2月1日から運行を開始し、6か月が経過しました。利用する際には、事前登録が必要となりますが、7月末現在で1,000人を超える人が登録されました。また、利用者数も増えてきており、町民皆さまの移動手段の足として、活躍し始めています。

町では、多くの町民皆さまにご利用いただきたいと考えていますので、【あみまるくん】を利用したい場合は、運行主旨をご理解のうえ利用登録申請（次ページ参照）をお願いいたします。

【あみまるくん】の利用状況

運行台数:2台(8人乗りワゴン車両)

登録者数:1,013人(7月末現在)【内訳:男…328人/女…685人】

▼月別利用状況

月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
運行日数	19日	22日	20日	19日	22日	20日
利用者数	369人	478人	598人	763人	902人	834人
1日平均	19.4人	21.7人	29.9人	40.2人	41.0人	41.7人
登録者数	678人	122人	56人	48人	59人	50人

運行区域

阿見町内に限ります

予約センター

受付時間:午前8時30分～午後5時

電話番号:888-4152 よい交通

※詳細は、下記(予約の方法)を参照してください

運行日・時間帯

- 月～金曜日(ただし、祝・祭日および年末年始は運休)
- 午前8時～午後5時

便名	出発時刻
第1便	午前8時
第2便	午前9時
第3便	午前10時
第4便	午前11時
第5便	正午
第6便	午後1時
第7便	午後2時
第8便	午後3時
第9便	午後4時

※時刻表は「目安」です

利用料金

対象者	料金(1人1回のご利用につき)
大人(中学生以上)	400円
小児(小学生)	200円
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証を交付されている人、介護保険法における「要介護者」・「要支援者」、および上記の人に付き添う人(1人のみに適用)	
幼児(3歳以上7歳未満) ※保護者同伴のこと	保護者1人につき2人まで無料 3人目からは200円
幼児(3歳未満) ※保護者同伴のこと	無料

※料金の支払いは回数券による支払です。あらかじめ回数券をご購入ください。回数券は200円券(大人は1回の料金で2枚使用する)の11枚つづりで2,000円です

予約の方法

予約する際の目安となる出発時刻は、第1便の8時台から第9便の午後4時台まで1時間間隔で運行しています。利用日の2日前(運休日を除く)から利用したい便の出発時刻の30分前まで(当日便の最終予約受付時間は午後3時30分まで)に予約センターへ電話などで予約してください。

また、午前8時台と午前9時台の便は、必ず前日までに予約してください。その際、氏名・住所・乗車日・人数・乗車場所・降車場所・利用希望の便名か出発希望時刻を伝えてください。予約は運行日の午前8時30分から午後5時まで受付けています。

利用登録申請を随時受付中

【あみまるくん】を利用するためには、事前に利用者登録(無料)が必要となります。

利用者登録は随時受付けていますので「阿見町デマンドタクシー利用登録申請書」に必要事項を記入し阿見町役場までご持参いただくか、FAXまたは郵送でお申し込みください。

利用登録申請書は役場・うずら出張所・各公民館・さわやかセンター・図書館 ― などに備えてあるほか阿見町のホームページ(トップページ>リンクの「阿見町の公共交通」)にも掲載しています。



阿見町デマンドタクシー【あみまるくん】利用登録申請書

阿見町デマンドタクシー【あみまるくん】の運行方法および利用方法を了解のうえ申請します。

住 所	阿見町	行政区	
世帯主名		自宅の電話番号	— —

●利用者情報記入欄（世帯主が登録する場合も、利用者情報記入欄へご記入ください）

登録者	ふりがな	性別	障害者手帳※ などの有無	お持ちの人は 携帯電話番号
	利用者氏名			
	生年月日			
1	明・大・昭・平 年 月 日	男・女	有・無	- -
2	明・大・昭・平 年 月 日	男・女	有・無	- -
3	明・大・昭・平 年 月 日	男・女	有・無	- -

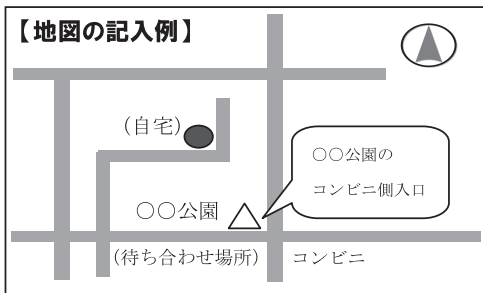
※ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証、および介護保険法における「要介護者」「要支援者」に該当する人は、手帳等の写しを提出してください。

参考までに、よく出かける場所・繰り返し利用する施設を記入してください。

- ① _____ ② _____ ③ _____

自宅以外を乗降場所にする場合

ご自宅の前まで車が入れない場合や、ご自宅を乗降場所にしたくない場合は、記入例にならって待ち合わせ場所の地図を記入してください。（地図は、別紙による添付も可能）待ち合わせ場所には、なるべく目印になるものを併せて記入してください。



【記入欄】 ●:自宅 △:待ち合わせ場所

予約オペレータや運転手に知っておいてもらいたい事項 例1:耳がとおいので電話が不自由です。
例2:足が不自由なので車に乗るのに時間がかかります。

- * 利用者情報記入欄が不足する場合は申請書をコピーして使用してください。
- * この登録情報は、「阿見町デマンドタクシー【あみまるくん】」に関する利用以外に使用いたしません。
また登録内容確認のため、町役場内の関係課に照会する場合があります。

▲コピーしてご使用ください



▲ポスター表彰：高田風花さん（阿見第一小）
※左から2人目



▲陸上自衛隊武器学校『常陸陣太鼓』



▲▼まい・あみジュニアフェス



▲▼アミューズフェス

●
メ
イ
ン
ス
テ
ー
ジ



▲あみ大使&芸能ショー



▲あみ大使&芸能ショー



▲あみ大使&芸能ショー



▲時空戦士イバライガー

●東日本大震災義援金

まい・あみ・まつり2日間に
おいて、多くの人から214,832
円の義援金が集まりました。

模擬店出店者	125,000円
まつり来場者等	65,803円
チャリティー握手会	24,029円



▲チャリティー握手会

●まい・あみアンバサダー
オーディション2011



▲今年度のまい・あみアンバサダーに選ばれたのは、写真
左から小林玲奈さん、島崎成美さん、増古優美さん



がんばろう阿見町 まい・あみ・まつり2011



●子どもみこし巡行



●8月7日(日)、午前7時30分
から約1時間、阿見中学校・朝
日中学校の生徒・先生約180人
の皆さん(写真)が、まつり会
場および周辺のごみ拾いをし
ていただきました。



●阿見町建設業協会の皆さん(写
真)が、7月30日(土)の午前9
時からまつり会場の草刈りを、
8月8日(月)の午前9時からま
つり会場および周辺のごみ拾い
をしていただきました。



盆踊り表彰

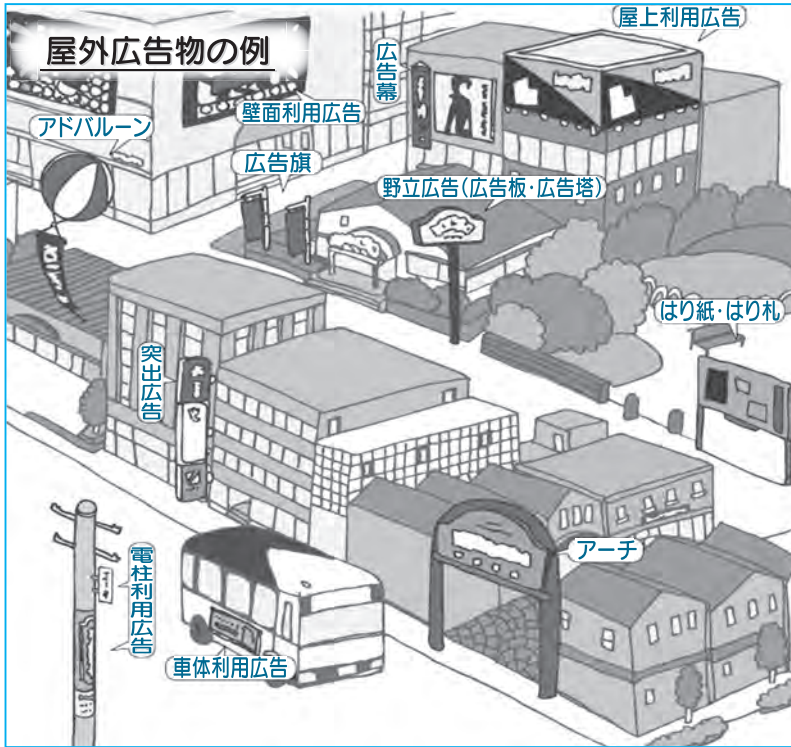
- 最優秀賞
西方踊ろう会/天翔如人
- 優秀賞
曙南3世代おどり連/おどり連
- チームワーク賞
天翔如人
- ユーモア賞
阿見町役場
- 元気で賞
富士団地/たんぼぼ会
- 町長特別賞
筑見区

※まつり会場周辺では、個人や団体など多くの人たちが清掃活動にご協力くださいました。ありがとうございました

屋外広告物の表示には 許可が必要です！

～まちの良好な景観のために～

都市計画課計画係 ☎888-1111 (244・246)



屋外広告物とは？

「屋外広告物」とは、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示される看板、立看板、はり紙、はり札、広告板などをいいます。
具体的には次のようなものがあります。

- ▼ 屋上利用広告
- ▼ 広告幕
- ▼ 野立広告(広告板・広告塔)
- ▼ 壁面利用広告
- ▼ 広告旗
- ▼ アドバルーン
- ▼ はり紙・はり札
- ▼ アーチ
- ▼ 突出広告
- ▼ 車体利用広告
- ▼ 電柱利用広告

屋外広告物の表示には許可が必要です

屋外広告物の許可手続

屋外広告物を表示するときには、景観に配慮するとともに公衆への危害を防止するため、原則として、表示しようとする日の30日前までに町長の許可が必要です。また、広告物の表示内容を変更する場合にも許可が必要です。

- ▼ 農地に表示する場合：農地転用許可(農地法) — など

許可期間

屋外広告物は、種類により許可期間が定められています。

- ▼ はり札、電柱巻立広告等：1年以内
- ▼ 広告板、広告塔、照明広告、電光ニュース・ビジュアルボード、近隣店舗等案内広告等：3年以内 — など

※屋外広告物の適正な表示の確保や広告物による事故防止のため、これらの広告物の表示には管理者を定めることが必要です(管理者になれる人：屋外広告業の登録を受けた人・屋外広告士・屋外広告物講習会修了者など)

許可手数料

- ▼ 広告板：1枚につき3平方メートルごとに750円
- ▼ 照明広告：1基につき3平方メートルごとに800円
- ▼ 近隣店舗等案内広告：1枚につき2平方メートルごとに800円 — など

そのほかの手続

- 屋外広告物の許可申請手続と合わせて他法令に基づく許可などが必要な場合があります。
- 他人の土地・物件等に表示する場合：所有者や管理者などの同意
- 工作物の高さが4mを超える場合：確認申請(建築基準法)
- 道路に表示する場合：道路占用許可(道路法)

●屋外広告物の更新手続

屋外広告物は、種類ごとに許可期間が定められています。許可期間の満了後も引き続き表示するためには、許可期間の2週間前までに更新手続きが必要です。

●更新許可申請に必要な書類

- ▼更新許可申請書
- ▼広告物自己点検書
- ▼広告物等のカラー写真(3か月以内に撮影したもの)
- ▼許可手数料

■屋外広告物に対する規制

県屋外広告物条例では、**1**良好な景観の形成**2**風致の維持**3**公衆に対する危害の防止——これらの目的から、屋外広告物に対して規制を行っています。

●禁止物件

次に掲げる物件には、原則として屋外広告物を表示することができません(はり紙・はり札・立看板などの表示を禁止)。

- ▼電柱
- ▼街灯柱
- ▼街路樹
- ▼信号機
- ▼道路標識
- ▼ガードレール
- ▼歩道橋
- ▼道路の分離帯

- ▼カーブミラー
- ▼パーキングメーター
- ▼郵便ポスト
- ▼電話ボックス
- ▼道路の路面——など

●禁止地域

次に挙げる、美しい自然景観や良好な街並み・特に良好な景観の形成や風致の維持が必要な地域、屋外広告物を表示することが好ましくない場所などを禁止地域に定めています。

- ▼第一種低層住居専用地域・第一種中高層住居専用地域
- ▼道路・鉄道などから展望できる地域で、敷地境界から一定の区域**1**首都圏中央連

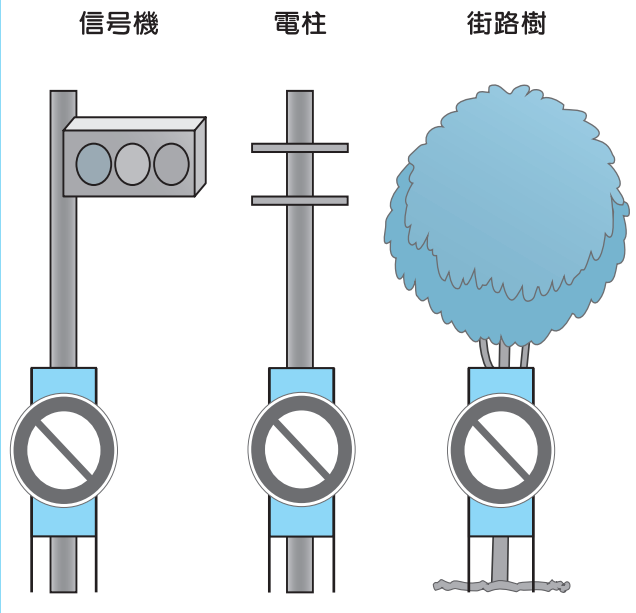
●適用除外

私たちの社会生活を営むうえで最小限必要な広告物など

- 絡自動車道：500m以内
- 2**東日本旅客鉄道：100m以内、国道125号：50m以内、県道：5m以内(ただし、第一種住居地域・準住居地域・近隣商業地域・商業地域・準工業地域は禁止地域から除外、電柱利用広告は許可を受けて表示可)
- 3**信号機または道路標識から半径10m以内の区域——など

▼禁止物件の例

これらの物件に、はり紙や立看板などの屋外広告物を表示することは禁止されています。



については、規制のうち一定の事項を適用しないとする、『適用除外』を定めています。

- ▼自家広告物：自己の氏名・店名・事業内容などを、自己の住所・事業所・営業所などに表示する広告物で、広告物の合計面積が、禁止地域の場合5㎡以下、許可地域の場合10㎡以下のもは許可が不要
- ▼近隣店舗等案内広告：店舗等が主要な道路に面しておらず、案内広告の設置がやむを得ないと認められる広告物で、店舗から半径10km以内の範囲、かつ、信号および道路標識から5m以上離す等の基準を満たすものは、禁止地域でも許可を受けて表示が可能——など

■屋外広告業の適正な表示のために

■広告主・土地所有者などの責務

屋外広告物の広告主・土地の所有者には、屋外広告物の法律や条例の規制等に適合した表示や適正な管理に努めることが求められています。

■違反に対する措置・罰則

条例または規則に違反する屋外広告物(違反広告物)を表示すると、勧告・公表・是正命令などの措置を受けます。

●簡易除却

違反広告物のうち簡易なもの(はり紙・はり札・立看板・広告旗)は、町が直接除却を行うことができます。

●罰則

- ▼登録を受けずに屋外広告業を営んだときなど：懲役刑(最高2年)または罰金刑(最高100万円)
- ▼禁止地域や禁止物件に屋外広告物を表示したとき、違反に対する措置命令に従わなかったときなど：罰金刑(最高100万円)

許可申請書等は町ホームページからダウンロードできます。
▼ホームページ
<http://www.town.ami.ibaraki.jp/gyosei/application-down.htm>

「ボランティア入門講座」 を開催しています

町民活動推進課 ☎888-1111 (271-273)

これまで仕事や家庭のことで忙しくしていたけれど、これからは…

自分の培った知識や技術を社会や
地域のために生かしていきたい

何らかの形で社会に貢献する活動
に関わりを持ちたい

とお考えの皆さん。

町民活動センターで開催している「ボランティア入門講座」へ参加してみませんか。

●講師について



本講座の講師を務めます楠康夫氏は、町民活動センター長としてさまざまな社会貢献活動に関する相談解決やリーダー育成を図ると同時に、自らも代表として「NPO 法人阿見アスリートクラブ」を立ち上げ、積極的に活動に取り組む本物の社会貢献活動家です。

●対象となる人について

本講座は、「ボランティア入門講座」の名のとおり、ボランティア経験や知識がない人でも安心してご参加いただけます。少しでも興味があれば、ぜひいらしてみてください。

●講座の内容について

講師自らが社会貢献活動に取り組み始めたきっかけや、活動への思いなどを織り交ぜながら、ボランティア・社会貢献への上手な入り方をお話します。皆さんの「好きなこと」や「得意なこと」に少しの工夫を加えることで、それらを社会貢献活動へとつなげるお手伝いをします。



●講座終了後について

講座が終了した後に、町内で活動する団体の紹介を希望される場合には町民活動センターよりご紹介します。また、継続して活動にアドバイスしていくことも可能ですので、講座終了後もお気軽に町民活動センターへご相談ください。

以上のような形で、おおよそ毎月1回「ボランティア入門講座」を開催しています。開催が近くなりましたら、広報あみのお知らせ欄に開催日等のご案内を掲載しますので、奮ってご参加ください。

●町民活動センター

住 所 〒300-0331 阿見町阿見 2958 マイアミ・ショッピングセンター 3階
電話番号 888-2051 (ファクシミリ兼用)
Eメール ami-vol@bz01.plala.or.jp

9月以降夕暮れ時の 死亡事故増加

町民活動推進課 ☎888-1111 (271-272)

9月以降は日没時刻が早まり、日没後は急速に暗くなります。
日没後の午後4時～7時の交通事故死者数も、9月以降は5月～8月に比べると増加します。

夕暮れ時は、特に注意が必要です

●ドライバーの人は…

暗くなると、ライトを点灯していない車は遠くに感じられるため、歩行者や他の通行車両が距離感を誤る場合があります。自車の接近を気付かせるためにも、早めのライトオンで交通事故を未然に防止。特に暗い場所ではスピードを十分落とし、ハイビームに切り替えるなど、道路の状況に応じた運転をしましょう。

●歩行者・自転車の人は…

夕暮れ時や夜間に外出するときは、視認性の高い白っぽい服装や反射材を身につけるなど、車の運転者に自分の存在を”知らせる”工夫をしましょう。道路を横断するときは無理に渡らず、車が止まるか途切れるまで待ち、余裕を持って渡りましょう。近くに横断歩道があるときは、少し遠回りでもそちらを利用しましょう。



「高齢者の交通事故防止強調運動期間」

9月1日(木)から20日(火)までの20日間は高齢者の交通事故防止強調運動期間です。

この運動は、高齢者を取り巻く現下の厳しい交通事故情勢に的確に対処し、高齢者に関する交通事故発生の抑制と高齢者交通事故死者数の減少を目指し、高齢者に対する県民の思いやりのある交通安全意識を醸成するとともに、高齢者自身の安全意識の高揚を図るため、高齢者対策の強化期間を指定して、行政・事業者・県民等が相互に連携協力し、総合的かつ効果的な広報・啓発活動を展開し、交通事故防止活動の強化を図る。

『秋の全国交通安全運動期間』

9月21日(水)から30日(金)までの10日間は、秋の全国交通安全運動期間です。

●重点項目

- (1) 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗車中の交通事故防止
(反射材用品等の着用の推進および自転車前照灯の点灯徹底)
- (2) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- (3) 飲酒運転の根絶

●スローガン

「日ぐれ時 キラリと光る 反射材」

県民一人ひとりが交通ルールの順守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより、交通事故防止を図りましょう。

消費者コーナー

『町消費生活センターだより』 23年度・第2回



9月は高齢者向け悪質商法・振り込め詐欺被害防止キャンペーン月間です

県内の関係機関が共同して、悪質商法等から高齢者を守る啓発事業を実施しています。

高齢者の中には、健康・お金・孤独等の不安を抱えている人も多いと思います。悪質業者は高齢者の不安をあり、親切にして信用させ、年金や貯蓄などの貴重な財産を狙っています。また、子どもや孫を心配する心につけ入り多額の現金をだます振り込め詐欺も後を絶ちません。

●高齢者が被害にあった悪質商法の事例

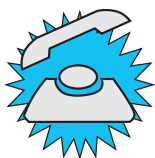
(事例)

一人暮らしの高齢者 A 子さんは、訪問してきたとても親切な販売員に高級布団を勧められた。信用できる人だと思い契約した。数日後また同じ販売員がきて、高級布団のためには押入れに湿気取りが必要と言われ契約した。1か月後また販売員がきて消臭マットを勧められ契約した。

(アドバイス)

これは関連する商品を次々に売りつけていく悪質商法で次々販売というものです。親切を装って家に入り込み契約させます。今回は訪問販売なので、契約書を受取ってから8日以内ならクーリングオフ（無条件解約）ができます。クーリングオフ期間を過ぎても解約できる場合もありますから消費生活センターに相談してください。

●振り込め詐欺（オレオレ詐欺）の手口



オレオレ詐欺とは…「おれだよ、おれ」と身内を装って、電話をかけて相手が信用すると、お金が必要なので、すぐ振り込んでといて指定口座に振り込ませる

劇場型	風邪引き型
複数の人が登場、警察官・弁護士・被害者等を演じて示談を勧めてお金を振り込ませる。	子どもや孫になりすまして、風邪をひいて声が変わたと伝えてから、お金を振り込ませる。
携帯番号変更型	震災便乗型
携帯電話番号が変わったと連絡して、後日その携帯から電話してお金を振り込ませる。	被災地の親族を装って、お金を振り込ませる。

高齢者の被害防止には、本人の自覚とまわりの皆さんの日頃からの『目をかけ・気をかけ・声をかけ』が大切です。あなたの近くの高齢者を見守ってください。

問い合わせ：▼町消費生活センター ☎ 888-1871（ファクシミリ兼用／月～金曜日の午前9時～午後4時）▼商工観光課 ☎ 888-1111（171・172）

9月は動物愛護月間です

ペットは家族の一員

大切な命、愛情を持って一生大事に

環境政策課 ☎888-1111 (128)

飼い主はマナーを守りましょう。回りに迷惑や危害を及ぼさない心くばりとしつけが大切です

ペットを飼っている人にとって犬や猫は大切な家族の一員です。しかし、ご近所の人すべてが、犬・猫の好きな人とは限りません。

そんな人たちからも理解の得られるよう、責任をもって飼いましょう。

▼犬はつないで飼いましょう

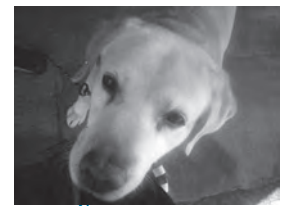
犬の放し飼いは、県条例で禁止されています。

散歩のときもリードにつなぎ、離さないようにしてください。

▼ふんを片付けましょう

散歩の際のふんは必ず持ち帰り、自宅のトイレに流したり、燃えるゴミとして出したりして処理しましょう。

ふんを道路や他人の家の庭などにそのまま放置することは、周囲の人たちを非常に不快な気持ちにさせるばかりでなく、大変不衛生です。



ふんの片付け

ぼくは、自分でできないから、飼い主のみなさん持ち帰りをお願いします。

犬の登録と狂犬病予防注射

犬は一生に一度「登録」が必要です。登録をすると『犬の鑑札』が交付されます。これは人間でいう「戸籍」のようなものです。登録は全国の犬の飼育状況を把握するものでもあります。

狂犬病は人と動物が共通に感染する病気（人畜共通感染症）の中で最も恐ろしい病気と言われており、発症後の死亡率は、ほぼ100%です。人には、感染した犬のかみ傷などから唾液とともにウィルスが伝染します。

「狂犬病予防法」では、生後91日以上の子犬には「登録」と「狂犬病予防注射」が義務付けられています。また「狂犬病予防注射」は毎年接種しなければなりません。

もし接種しなかった場合は20万円以下の罰金に処せられます。接種すると毎年度ごとに変わる注射済票が発行されます。これはその年度に接種した証明にもなりますので、犬の首輪に付けておいてください。もし何かのはずみで逃げてしまった時の迷子札にもなります。

●料金表

犬の登録 手数料	狂犬病予防注射済票 の交付手数料	狂犬病予防注射
2,000円	400円	2,900円



▲犬の鑑札



▲狂犬病予防注射済票

迷い犬・捨て猫

犬・猫などのペットは、終生飼育することが原則です。やむを得ず飼えなくなった場合には、自らの責任で新しい飼い主を探してください。どうしても新しい飼い主が見つからない場合に限り、県動物指導センターで引き取ります。

※犬・猫などのペットを捨てた場合は、30万円以下の罰金に処せられることがあります

●県動物指導センター

住 所 〒309-1606 茨城県笠間市日沢 47

電話番号 0296-72-1200 (代)

保護犬情報ホームページ <http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/hoken/dobutsu/>

体協だより

●秋季テニス大会(ダブルス)

- ▶期日 10月30日(日) ※予備日: 11月6日(日)
- ▶場所 ▼男子: 県立医療大学 ※試合の進行状況によっては総合運動公園を使用する場合あり ▼女子: 総合運動公園
- ▶募集人数 男女各32組(先着順) ※キャンセル待ちはなし
- ▶参加料 1組3,000円(当日徴収)
- ▶申込期間 10月7日(金)まで ※9月23日(金)までは町内在住・在勤・在学者のみ。一般は24日(土)から(Eメールは午前0時から、ファクシミリは午前9時から)受付
- ▶申込方法 Eメール(氏名・資格・所属クラブ・郵便番号・住所・電話番号・主な戦歴・ドロ―発送方法を明記)またはファクシミリ(申込用紙は役場3階生涯学習課・総合運動公園・下記ホームページで入手可)で下記に申し込む ▼Eメール: mansei99@jcom.home.ne.jp ▼FAX 888-1055(午前9時~午後9時。時間厳守) ※不備がある場合受付不可
- ▶その他 ▼希望者のみドロ―表を送付(Eメールまたは郵送) ▼キャンセルは10月7日(金)まで。以後は参加料徴収 ▼締切後ペア変更は可。2人とも変更は失格 ▼下記ホームページでエントリー確認可 ▼大会へのエントリーで得た個人の情報は、大会運営以外の目的で使用することはありません
- ▶問合せ 町体育協会テニス部代表 倉持 ☎841-6878 ▼ホームページ: <http://www.geocities.jp/amtennis2005/>

■町民野球大会

- ▶期日 10月2日(日)、10日(月)、16日(日) ※予備日23日(日)
- ▶場所 総合運動公園町民球場ほか
- ▶参加料 1チーム:5,000円(抽選会時徴収)
- ▶申込方法 9月16日(金)午後5時までに、電話で下記に申し込む
- ▶抽選会 総会(9月25日(日)午後7時、中央公民館1階多目的室において開催)終了後 ※参加チームは必ず総会に出席すること
- ▶問合せ 町体育協会事務局(生涯学習課内) ☎888-1111(340)

■各種大会の結果(敬称略)

●はばたけ学童野球大会

期日	6月4日(土)・5日(日)・12日(日)
場所	総合運動公園町民球場、舟島小、阿見小
成績	▼優勝: 茎崎ファイターズ(つくば市) ▼準優勝: 江戸崎パイレーツ(稲敷市) ▼3位: 竹来ジュニアスターズ
	▼個人賞▼敢闘賞: 松浦拓哉(竹来ジュニアスターズ) ▼はばたけ賞: 山田哲也(阿見上郷ジャガーズ)、五十嵐蒼太(舟島マリナース)、河原井与(本郷イーグルス)、佐藤芽衣(阿見ヤンキース)

●お父さんソフトボール大会

期日	6月12日(日)・19日(日)
場所	総合運動公園町民球場
成績	▼優勝: 濱水 ▼準優勝: ファーストエリア ▼3位: 南平台ソフトボールクラブ、筑見ソフトボールクラブ

■問い合わせ

町体育協会事務局(生涯学習課内) ☎888-1111(340)

●稲敷地区社会人ゴルフ選手権大会

期日	6月15日(水)
場所	アスレチックゴルフ倶楽部(稲敷市)
成績	▼シニアの部 ▼3位: 伊藤克己 ▼7位: 大崎忠
	▼女子の部 ▼3位: 浅井恭子

●小学生バドミントン大会

期日	6月19日(日)
場所	県立医療大学体育館
3年以下男子	▼優勝: 中島歩勇(ナイス) ▼準優勝: 瀬尾龍斗(君原) ▼3位: 鈴木祐弥(君原)、佐藤元気(吉原)
	▼優勝: 大山太陽(吉原) ▼準優勝: 中村准也(吉原) ▼3位: 戸森悠太(君原)、坂本彪瑠(ナイス)
5年男子	▼優勝: 福田翔惟(鹿嶋) ▼準優勝: 栗山俊介(吉原) ▼3位: 木村優成(吉原)、斉藤海輝(ライフ)
	▼優勝: 栗野裕樹(ナイス) ▼準優勝: 薄井進吾(ナイス) ▼3位: 宮本健矢(吉原)、長井一乃真(AIRYU)
3年以下女子	▼優勝: 仁田麻登香(ナイス) ▼準優勝: 谷川莉奈(ナイス) ▼3位: 宮下彩奈(吉原)、成島優衣花(AIRYU)
	▼優勝: 平岡夕奈(ナイス) ▼準優勝: 後藤華恋(阿見西) ▼3位: 天谷貴子(吉原)、青山莉菜(吉原)
5年女子	▼優勝: 濱松奈緒子(鹿嶋) ▼準優勝: 浅間美穂(鹿嶋) ▼3位: 柳生英里奈(舟島)、石井怜(舟島)
	▼優勝: 中島颯希(ナイス) ▼準優勝: 宮本愛央(鹿嶋) ▼3位: 国府田亜美(吉原)、濱松佳奈子(鹿嶋)

(広告欄)

<p>住まいのことなら美都住建へ</p> <p>当社は、注文建築にこだわり、1棟1棟まごころ込めて建築してまいりました。お客様一人一人のご要望や個性を最大限に尊重し、ライフスタイルに合わせた、10年20年先を見据えたご提案をしております。新築・増改築など、お気軽にご相談ください。</p> <p>建業業知事免許(般-19)第22375号 【本社】阿見町実穀1283-10 (株)美都住建 TEL.029-842-7196 【陶板浴槽】阿見町中央1-5-32</p>	<p>リフォームのことなら増改築相談員のいる当店へ!!</p> <p>LIXIL 屋根材 T-ルーフ</p> <p>悩んでいる箇所を何とかしたいけど、どんなリフォームをしたらいいのかわからない...費用はどれ位かかるんだろう...など住まいのリフォームを計画している方々は様々な問題を抱えていると思います。増改築相談員は、リフォームに関する専門的な知識・経験を活かし、これらの問題に適切なアドバイスを行います。お気軽にご相談ください。</p> <p>茨城県知事免許(3)第5548号 (有)美都ツ和 阿見町中央1-5-32 TEL.029-891-2200</p>
--	--

お知らせ

Information

健康体操教室(後期)

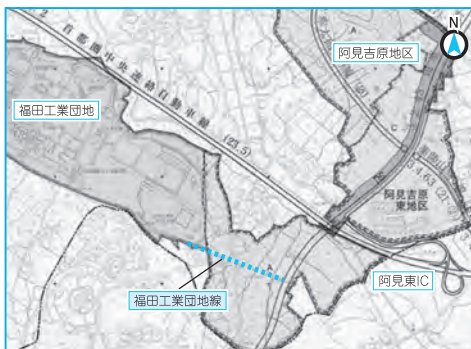
- ▼日時 10月～平成24年3月までの毎月第1・3土曜日、午前10時～11時30分
- ▼場所 福祉センターまほろば
- ▼内容 無理せずに良質の血液を全身に循環させ、体調を整えて若々しい体づくりをする
- ▼講師 飯塚和子氏
- ▼対象 町内在住の60歳以上の人
- ▼募集人数 20人(申込多数の場合は抽選)
- ▼参加料 無料(教材は自己負担)
- ▼申込方法 9月24日(土)までに本人が直接左記に申し込む
- ▼問合せ 福祉センターまほろば ☎887-13969

土浦・阿見都市計画変更(案)の縦覧

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定による都市計画の変更にあたり、同法第17条の規定に基づき縦覧を行います。この計画(案)に意見のある

人は、左記縦覧期間の満了の日までに、意見書を提出することができます。

- ▼期間 9月8日(木)～22日(木) ※土日・祝日を除く
- ▼時間 午前8時30分～午後5時15分
- ▼場所 役場2階都市計画課
- ▼内容 ▼道路の変更(追加) ▼道路名称「土浦・阿見都市計画道路3・5・65号福田工業団地線」



▼提出先 〒300-00392 阿見町中央一丁目1番1号阿見町長天田富司男あて(都市計画課扱い)

▼問合せ 都市計画課計画係 ☎888-1111(244)

「エコドライブ(実体験)セミナー」受講者募集

- ▼期日 ①9月24日(土) ②11月5日(土) ③12月3日(土)
- ▼時間 午後1時～4時40分
- ▼場所 県運転免許センター(茨城町長岡)
- ▼内容 乗用車を使用したエコドライブ講習 ▼ガイダンス ▼実技(普段の運転で走行、燃費計測) ▼講義(エコドライブ運転術) ▼実技(エコドライブ走行実践、燃費計測) ▼講義(燃費アップ術) ▼講評(評価表の配布、アドバイス)
- ▼募集人数 各日36人(申込多数の場合は抽選)
- ▼参加料 無料
- ▼申込期間 ①9月14日(水) ②10月26日(水) ③11月22日(火)ーまで
- ▼申込方法 申込用紙(環境政策課に備え付け・左記ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入し、左記にファクシミリで申し込む
- ▼申込・問合せ いばらきエコドライブ推進協議会 ☎029-248-1743 FAX 029-240-1270 ▼ホームページ: <http://business2.palao.or.jp/ibakobo/senta/sub001.html>

「芸術展」作品募集

- ▼俳句 兼題「虫」および当季雑詠通して3句。9月24日(土)までに、現金書留に投句料1000円(昼食代を含む)を同封して左記に郵送する
- ▼俳句会 ▼日時 10月2日(日) 午前10時～午後3時
- ▼場所 中央公民館1階多目的室
- ▼短歌 未発表の詠草一首をはがきに書いて10月8日(土)までに左記に郵送する
- ▼短歌会 ▼日時 10月16日(日) 午前10時～午後3時
- ▼場所 中央公民館1階多目的室
- ▼その他 そのほかの部門の作品は、「広報あみ」10月号通常版で募集予定
- ▼問合せ 〒300-0033 阿見町若栗1886-1 中央公民館 ☎888-2526

県立美浦養護学校運動会開催

- ▼日時 10月1日(土) 午前9時20分から ※雨天時2日(日)へ順延
- ▼場所 県立美浦養護学校グラウンド(美浦村土屋)
- ▼問合せ 県立美浦養護学校 ☎885-4166 ▼ホームページ: <http://www.miho-sh.ed.jp/>

〈広告欄〉

夢実現を応援する青春の学舎

<入試説明会>	10月15日(土)
10:00AMより本校にて	11月19日(土)

霞ヶ浦高等学校

〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地
TEL. 029-887-0013 FAX. 029-887-9380
URL. <http://www.kasumi.ed.jp>

～もっと勉強が好きになる～

<入試説明会>	9月25日(日)
10:00AMより本校にて	10月23日(日)
	11月20日(日)

※電話・ホームページよりお申し込み下さい。

霞南至健中学校

〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地
TEL. 029-888-8208 FAX. 029-888-8016
URL. <http://www.kananshiken.ed.jp>

お知らせ

Information

町国際交流協会から

『国際親善スポーツ交流会』開催

町内在住の外国人の皆さんも大勢参加します。どなたでも参加できますので、バドミントン・輪投げ・吹き矢などをしながら気軽に交流しましょう。楽しい食事(世界の料理紹介)、ゲームや賞品などいろいろ用意しています。

- ▼期日 9月24日(土)
- ▼時間 午前10時～午後1時
- ▼場所 町民体育館および中央公民館3階集會室
- ▼募集人数 100人(定員で締切)
- ▼参加料 300円(小学生以下無料。当日受付で徴収)
- ▼持参品 上履き(バドミントン参加者のみ)
- ▼申込期間 9月13日(火)まで
- ▼申込方法 電話またはEメールで左記に申し込む

中国友好都市親善訪問団員の募集

中国友好都市広西壮族自治区柳州市に町親善訪問団を派遣します。皆さんの応募をお待ちし

ています。

- ▼期間 10月31日(月)～11月6日(日)の6泊7日
- ▼場所 柳州市(3泊)・桂林市(1泊)・北京市(2泊)
- ▼応募資格 町内在住・在勤・在学の人 ※町国際交流協会に未加入の人は会員登録が必要
- ▼参加料 約20万円(旅行代金・燃油サーチャージ料、保険料・共通費を含むが、燃油サーチャージ料は今後変動する可能性あり)
- ▼募集人数 20人程度(定員で締切)
- ▼申込期間 9月20日(火)まで
- ▼申込方法 電話またはEメールで左記に申し込む
- ▼申込・問合せ 町国際交流協会事務局 ☎888-1111 (292) ▼Eメール: aiea-am@atlas.plala.or.jp

『お町シルバー人材センター』から

入会説明会開催

当センターの趣旨に賛同し、健康で働く意欲のある町内在住の60歳以

上の人が対象(入会承認制)

- ▼期日 9月20日(火)
- ▼時間 午前10時～正午
- ▼場所 『お町シルバー人材センター』(総合保健福祉会館『さわやかセンター』別館)
- ▼『マイホームのミニ営繕』引き受けます マイホームの床・壁の補修、軽易な大工仕事、ふすま・障子・網戸の張り替え、家の清掃・雑役、庭木のせん定、草刈り、草取りなどを行います。
- ▼問合せ 『お町シルバー人材センター』 ☎888-2036

『スマイルアップ元気会』結成

日々の生活の中での悩み・不安・いら立ちなどのさまざま感情を心の中に閉じ込めていませんか。気持ちをやっとでも吐き出すことができれば、心が軽くなるかもしれません。スマイルアップで元気になる! みんなの願いは、この会がそんな場になることです。あなたも、『スマイルアップ元気会』に遊びに来てみませんか?

- ▼日時 毎月第2火曜日 午後1時30分～4時
- ▼場所 土浦保健所2階大会議室(土浦市下高津)
- ▼内容 ミニ学習会、情報交換会(グループミーティング)

▼対象 ひきこもり状態の青少年等を持つ家族など

- ▼申込方法 電話・フアクシミリ・Eメールのいずれかで左記に申し込む
- ▼申込・問合せ 土浦保健所保健指導課 ☎822-1155 16
- ▼FAX 826-1596 1 ▼Eメール: tsuchino05@prefibaraki.lg.jp

一般向けバイオテクノロジー実験講座(無料)

茨城大学遺伝子実験施設では、一般の人たちを対象に標記講座を開催します。

- ▼期日 10月29日(土)・30日(日) ※2日間連続で出られる人
- ▼時間 午後1時～5時
- ▼場所 茨城大学阿見キャンパス内遺伝子実験施設
- ▼内容 遺伝子組換えで光る大腸菌を作って観察、納豆菌からDNAを取り出すなどの実験、研究施設見学(変更の場合あり)
- ▼募集人数 16人(定員で締切)
- ▼申込期間 10月21日(金)まで
- ▼申込方法 電話、フアクシミリまたはEメールで左記へ申し込む
- ▼申込・問合せ 茨城大学遺伝子実験施設 ☎888-8743
- ▼FAX 888-9175 ▼Eメール: grc@mx.ibaraki.ac.jp

〈広告欄〉

広報あみに広告を掲載しませんか?

広告募集中

町ホームページへのバナー広告もあわせて募集中
問い合わせ 商工観光課 ☎888-1111 (172)

皆様にご満足いただける「本格派書店」を目指します。

秋の行楽準備はお済みですか? 旅行ガイドブックフェア実施中! オークスブックセンター阿見店

平日10時～21時 土日祝9時30分～21時
カスミフードスクエア阿見店(R125号バイパス沿い) 2階
稲敷郡阿見町中郷2-7-24 TEL 029-891-2322 http://www.oaksbc.co.jp

『土門拳のまなざし』展開催中です

●第1回特別展『土門拳のまなざし—戦中戦後と“幻”の写真』

昭和を駆け抜けたリアリズム写真家、土門拳。対象に肉迫するそのカメラワークからは、切り取られた瞬間の空気感が凝縮されたような迫力ある写真が生みだされます。「カメラの鬼」と呼ばれた土門拳のまなざしは、激動の戦中・戦後に何をみていたのでしょうか。

多彩な土門の作品の中から、「昭和」という時代を色濃くとらえた写真を展示するとともに、財団法人土門拳記念館（山形県酒田市）・予科練平和記念館に分散して収蔵されている土浦海軍航空隊の予科練習生の写真をあわせて展示することで、「幻」と呼ばれた予科練の写真の位置づけを明らかにします。

開催日時 10月30日(日)まで 午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで) / 月曜日休館(月曜日が祝日の場合は翌火曜日が休館) ※9月19日(月)は開館し、20日(火)は休館します

観覧料 ▼特別展のみ:大人200円(160円)、小中高生100円(80円) ▼常設展とのセット券:大人600円(480円)、小中高生350円(280円) ※()内は20人以上の団体料金

場 所 予科練平和記念館 20世紀ホール

●9月のイベント案内

▼ギャラリートーク

学芸員が特別展のみどころやそれぞれの写真のエピソードをご紹介します。

日 時 9月17日(土) 午後2時30分から

そ の 他 予約不要 / セット券または特別展観覧券が必要 / 特別展会場入口に集合



▲卒業記念写真(予科練甲種第13期31分隊)

●問い合わせ 予科練平和記念館 ☎891-3344

ホームページ <http://www.town.ami.ibaraki.jp/yokaren/index.html>

●定例相談●

人権相談 / 行政相談 日時:9月1日(木) 10月6日(木)

午前10時～午後3時 / 場所:役場3階305会議室

問い合わせ 総務課 ☎888-1111(216)

子育て相談 日時:月～金曜日午前9時～午後4時 /

場所:中郷保育所内 / 訪問相談随時受付

問い合わせ 地域子育て支援センター ☎891-2772

教育相談 日時:火～金曜日午前9時～午後3時 /

場所:図書館となり

問い合わせ 教育相談センター ☎888-1225

心配ごと相談 日時:水曜日午後1時～4時 / 弁護士

相談:月1回午後1時～3時30分 [毎週水曜日の心配ごと相談にて要予約] / 場所:総合保健福祉会館相談室

問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎887-0084

結婚相談 日時:第2・第4土曜日午後1時～4時 /

場所:総合保健福祉会館相談室

問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎887-0084

高齢者総合相談 日時:月～金曜日午前8時30分

～午後5時15分 / 場所:町社会福祉協議会内

問い合わせ 町地域包括支援センター ☎887-8124

消費者相談 日時:月～金曜日午前9時～正午・午後

1時～4時 / 場所:役場1階町消費生活センター

問い合わせ 町消費生活センター ☎888-1871

交通事故相談 日時:月～金曜日午前9時～正午・午

後1時～4時45分 / 弁護士相談:水曜日午後1時～4時 [要予約] / 場所:県土浦合同庁舎

問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎823-1123

●人口と世帯●

●総人口 47,940人 (+ 28) ▽常住人口ベース

●世帯数 18,167世帯 (+ 35) ▽()内は前月比(8月1日現在) ▽総務課調べ

※『人口と世帯』に平成22年10月に行われた国勢調査の速報値の結果が反映されています

9月の納税等

国民健康保険税(4期)
後期高齢者医療保険料(3期)
納期限 9月30日(金)

10月の納税等

町県民税(3期)
国民健康保険税(5期)
後期高齢者医療保険料(4期)
介護保険料(4期)
納期限 10月31日(月)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

交通事故発生状況 7月(前月比)

消防本部調べ	軽 傷	12人(+ 3)
出場件数 15件(+ 4)	中 傷	4人(+ 2)
	重 傷	0人(± 0)
※救急車の適正な利用を お願いします	死 亡	0人(± 0)
	合 計	16人(+ 5)

『広報あみ』は、毎月第2・4(12月は第3)金曜日発行です。下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼公共施設:役場1階正面玄関・ロビー、役場2階秘書課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼その他の施設:阿見・中央一・阿見原・青宿・実穀・君原の各郵便局、常陽銀行阿見・荒川沖東の各支店、筑波銀行阿見・荒川本郷の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店



祭



ご来場ありがとうございました